



# 佐賀県公報

平成18年  
3月24日  
(金曜日)  
号外第2号

(◎)は、県風規集の登録やぬめり

## 目次

公 告

(い)は、ぬめり

## ○ 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、平成18年度佐賀県保育士試験を次のとおり行います。

なお、当該試験事務は、同法第18条の9第1項の規定により指定した社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成18年3月24日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 試験の期日

(1) 筆記試験 平成18年8月2日（水）及び3日（木）

(2) 実技試験 平成18年10月15日（日）

### 2 試験の場所

(1) 筆記試験 佐賀市白山二丁目7番1号 佐賀市交流センター

(2) 実技試験 佐賀市本庄町本庄1313 佐賀女子短期大学

### 3 試験の科目

(1) 社会福祉

(2) 児童福祉

(3) 発達心理学及び精神保健

(4) 小児保健

(5) 小児栄養

(6) 保育原理

(7) 教育原理及び養護原理

(8) 保育実習

### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験することができます。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者

(2) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事したものの

(3) 児童福祉施設において5年以上児童の保護に従事した者

(4) 平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 満18歳に達した後、児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者

(5) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(6) 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い知事が適当な資格を有すると認定した者

### 5 実施要項及び受験申請書の配布

(1) 請求先 郵便番号 171-0033

東京都豊島区高田三丁目19番10号

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

(2) 請求期間 平成18年4月10日(月)から5月12日(金)まで

(5月12日の消印がある日まで受け付けます。)

なお、各市町村の児童福祉担当窓口で試験の案内等を配布しています。

6 受験申請書の受付

(1) 受付期間 平成18年5月8日(月)から5月19日(金)まで

(2) 受付場所 郵便番号 171-0033

東京都豊島区高田三丁目19番10号

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

(3) 受験手数料 12,700円(実施要項で指示された方法に従い納付してください。)

受験申請書の提出は、簡易書留による郵送に限り、平成18年5月19日(金)の消印があるまで受け付けます。

7 問い合わせ先

社団法人保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-419-482

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷